

生活関連施設までの所要時間の把握方法

1 使用データ

バス停においては、ジョルダン株式会社のバス停データ（令和2年1月時点）を使用し、その他の施設については、株式会社ゼンリンの住宅地図調査（令和元年12月）に基づくデータを使用した。

2 生活関連施設

該当施設が複数存在する場合は、交通手段別に農業集落の中心地から最も所要時間が短い施設を対象としたが、市区町村役場、農協、警察・交番及び公民館については、該当市区町村内の施設を優先し、小学校及び中学校については、各校区内の学校を対象とした。

なお、農業集落の中心地から直線距離100km圏外の施設は除いた。

3 経路検索条件

(1) 徒歩

幅員5.5m以上の道路を経路条件として優先し、徒歩速度は時速4kmとした。

なお、有料道路は原則、経路条件から除いた。

(2) 自動車

幅員5.5m以上の道路を経路条件として優先し、自動車速度は国土交通省がインターネットで公開している「平成27年度全国道路・街路交通情勢調査」の12時間平均旅行速度に設定した。

(3) 公共交通機関

「駅すばあと®（株式会社ヴァル研究所）」（令和2年1月版）に収録された路線網に準じて経路検索を行った。

4 所要時間の算出

所要時間は、農業集落の中心地から直線距離が近く、かつ上記の条件を満たした同じ種類の施設を最大で3施設抽出し、抽出した全ての施設を徒歩、自動車及び公共交通機関別に経路検索したうえで、交通手段別に所要時間が最も短い施設までの結果を採用した。

なお、公共交通機関の所要時間については、農業集落の中心地から最寄りのバス停又は駅までの徒歩の所要時間、到着地のバス停又は駅から対象施設までの徒歩の所要時間を公共交通機関の所要時間に含めた。

また、公共交通機関の待ち時間は、最初にアクセスする場合は0分とし、その後に乗り継ぐ際は、平均乗り継ぎ時間とした。